別記第20号の２様式(第十四条の四関係)

向精神薬　卸売・小売　業者役員変更届

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許証の番号 |  |  |  |  |  |  | 免許年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 向精神薬業務所 | 所在地 |  |
| 名　称 |  |
| 変更年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 変　更　前 |  |
| 変　更　後 |  |
| う役員の欠格条項変更後の業務を行 | (1) | 法第51条第２項の規定により免許を取り消されたこと。 | あり（別紙記載）・　全員なし |
| (2) | 禁錮以上の刑に処せられたこと。 | あり（別紙記載）・　全員なし |
| (3) | 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。 | あり（別紙記載）・　全員なし |
| 備　　考 |  |
| 上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。　　年　　月　　日住　所　大阪府知事　殿 |

１．留意事項

向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が法人又は団体である場合において、向精神薬に関する業務を担当する役員の変更があった際は、届け出ること。

（麻薬及び向精神薬取締法第50条の26第1項の規定により免許を受けたものとみなされたものは、本変更届は必要なく、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による変更届を提出すること。）

２．添付書類

(1) 新たに業務を行う役員となった者の診断書（発行日より1ヶ月以内のもの）

３．記載上の注意

(1) 「免許証の番号」欄には向精神薬営業者免許証の番号を記載すること。

(2) 「免許年月日」欄には、向精神薬営業者免許証に記載されている有効期間の開始年月

日を記載すること。

(3) 「変更年月日」欄には、変更の生じた日を記載すること。

(4) 「変更前」及び「変更後」欄には、向精神薬に関する業務を担当する役員全員を記載

すること。

(5) 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「全員なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその事実及び年月日を記載すること。

(6) 「住所・氏名」欄には、登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載すること。

４．提出部数

麻薬業務所が大阪市、堺市、東大阪市に所在する場合は1部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。